

29. 重度訪問介護の充実を図ってください。

①重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等としても利用できるようにしてください。

【発言趣旨・内容】

常時介護や見守りが必要な重度訪問介護利用者にとって、介護保険制度に重度訪問介護が障害福祉サービス固有のものとして位置づけられていないこと自体が、特に65歳以上若しくは特定疾患のある重度障害者にとっては、自立生活や社会参加、生命維持をも脅かす人権にかかわる問題だと思います。「介護保険との適応関係通知」で、「一律に介護保険を優先しない」とするのであれば、重度訪問介護も障害福祉サービスの固有の制度として位置づけるべきだと思います。また、「外出時の介護を総合的に行うこと」や「病院等に入院又は入所の場合の意思疎通などの支援」と言う点でも居宅介護ではできない内容も含まれていることもあり、固有のものに当たるのではないのでしょうか？この様に最も障害が重くて介護を必要としている人たちの制度が、何故障害福祉サービスの固有のものとして介護保険に位置づけられないのかが理解できません。府としてのお考えを再度お聞きしたいことと、合わせて府として国への働きかけを強く求めたいと思います。

そして、重度訪問介護の報酬単価があまりにも低いと思います。重度訪問介護4時間分(7,360円)と居宅介護身体介護1時間分に特定加算を加えると(7,044円)、あまり変わらない金額です。ただでさえヘルパー不足の状態、重度訪問介護の利用者はヘルパーが見つからない状態です。最も重い介護が必要な障害者がヘルパーを使えないのが実態です。重度訪問介護の報酬を大幅に引き上げてください。これは人権の問題として捉えてください。よろしくお願いします。